

一般社団法人日本社会福祉学会 ロゴマーク使用内規

2016年12月10日施行

(ロゴマーク設置)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会は、社会福祉学の進歩と普及を図り、学術の振興と人々の福祉に寄与・貢献することを目的としている。その象徴となるロゴマークを設置することによって、その社会的使命をより明確にし、社会福祉学に対する理解と認識を深める機会と位置づける。

(ロゴマーク使用目的)

第2条 ロゴマークの使用にあたっては、本学会の使命や理念等について、本学会内・外の理解を深め、本学会のイメージ向上や存在のアピールに寄与することを要件とする。

(ロゴマーク使用者)

第3条

- (1) 使用申請者は、本学会会員とする。
- (2) 理事会が名義の使用を認めた組織団体等とする。

(ロゴマーク許可)

第4条 使用を希望する場合は、ホームページ上の「ロゴマーク使用申請書」をダウンロードし、使用目的・使用方法を明記の上、日本社会福祉学会事務局に提出しなければならない。

(承認)

第5条 広報委員長は提出された申請書の承認の可否をすみやかに決定しなければならない。

(承認できない事項)

第6条 広報委員会の協議により、以下の要件に該当すると判断された場合には使用を認めない。

- (1) 本学会の定款第2条の目的とは異なる活動、事業に使用する場合
- (2) 目的が不明確な場合
- (3) 公序良俗に反する場合
- (4) 主に会員の個人的利益を求める場合
- (5) その他

(許可申請の不要な使用範囲)

第7条 次の各号の事項には許可申請を不要とする。

- (1) 本学会及び地域ブロックの学会大会での掲示物、広報
- (2) 本学会及び地域ブロックの業務に使用する各種資料
- (3) 本学会が発行する広報誌、概要、案内、募集要項等の印刷物

(使用にあたっての留意事項)

第8条

(1) ロゴマークの使用の際には、原則としてデザインを改変してはならない。

但し、明確に「一般社団法人 日本社会福祉学会」および「**Japanese Society for the Study of Social Welfare**」と記されている物への使用に限り、ロゴのみの掲載を認める。

(2) 指定されている彩色、若しくはモノクロ以外で使用してはならない。

(規程の変更)

第9条 この内規を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 この規則は、2016年12月10日から施行する。